

# 六ヶ所村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6(2024)年3月  
青森県六ヶ所村

# 目 次

1.	背景.....	1
(1)	気候変動の影響	
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2.	基本的事項.....	3
(1)	目的	
(2)	対象とする範囲	
(3)	対象とする温室効果ガス	
(4)	計画期間	
(5)	上位計画及び関連計画との位置付け	
3.	温室効果ガスの排出状況.....	4
(1)	温室効果ガス総排出量	
(2)	温室効果ガスの排出量の増減要因	
(3)	温室効果ガスの排出削減に向けた課題	
4.	温室効果ガスの排出削減目標.....	6
(1)	目標設定の考え方	
(2)	温室効果ガスの削減目標	
5.	目標達成に向けた取組.....	7
(1)	取組の基本方針	
(2)	具体的な取組内容	
6.	進捗管理体制と進捗状況の公表.....	8
(1)	推進体制	
(2)	点検・評価・見直し体制	
(3)	進捗状況の公表	

# 1. 背景

## (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

同年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指しています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023（令和5）年12月末時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

六ヶ所村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「六ヶ所村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、六ヶ所村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

六ヶ所村事務事業編の対象範囲は、六ヶ所村の全ての事務・事業とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

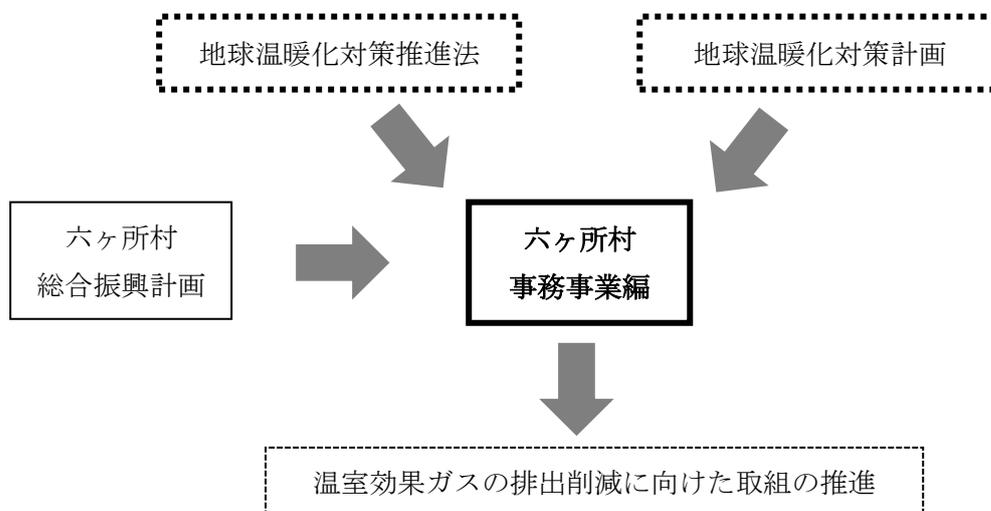
六ヶ所村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (4) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

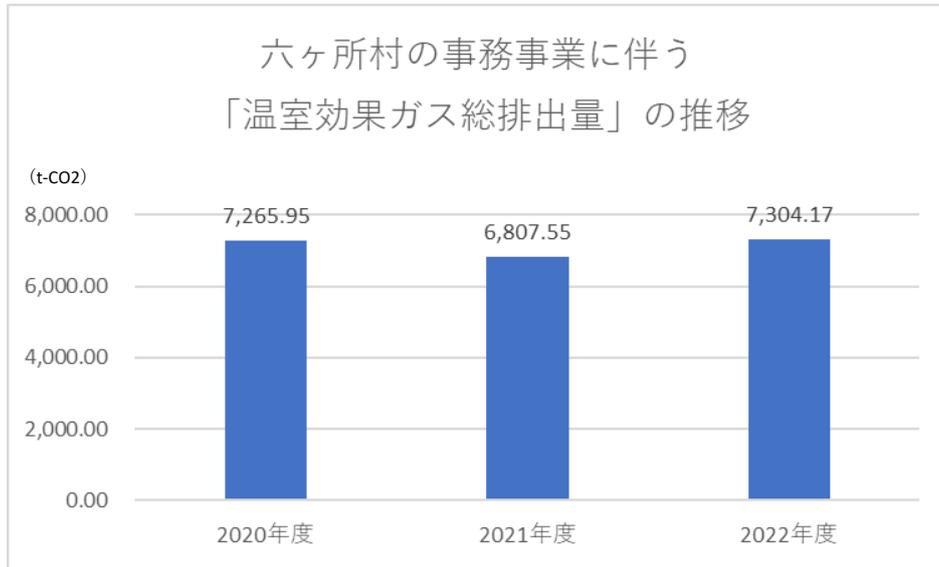
六ヶ所村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び六ヶ所村総合振興計画に即して策定します。



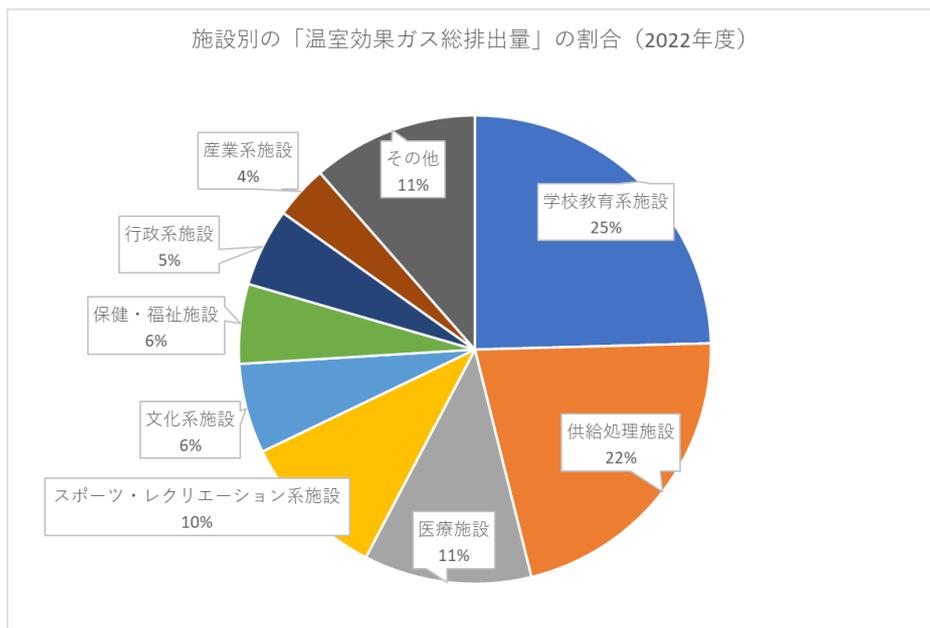
### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量

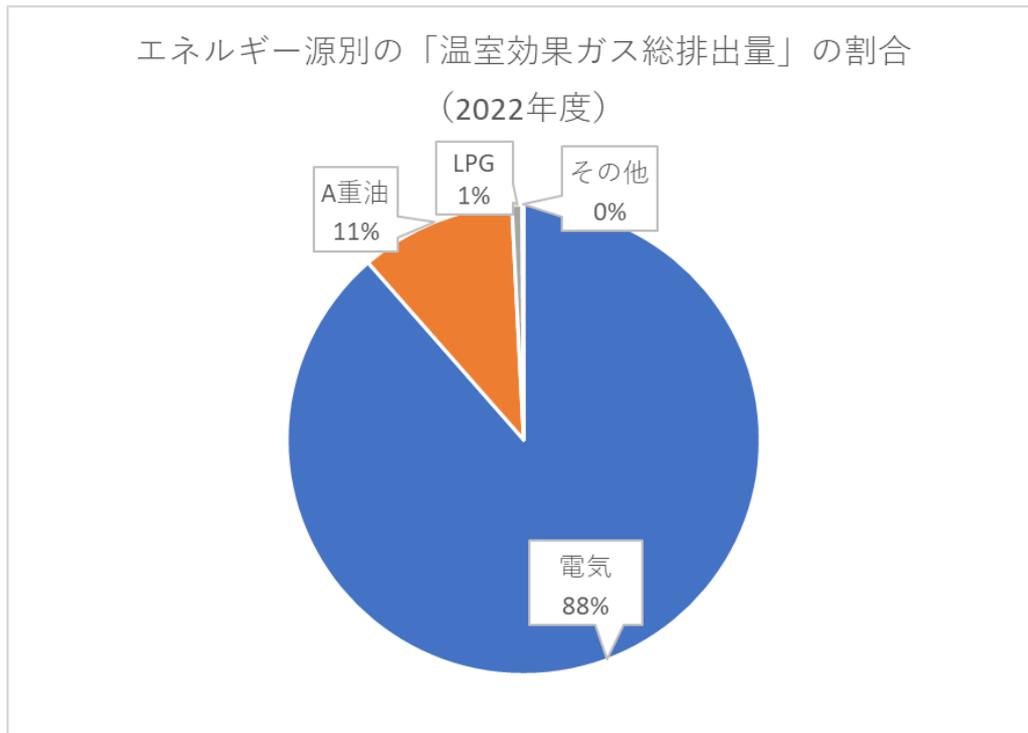
六ヶ所村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2022（令和4）年度において、7,304.17t-CO2 となっており、近年はおおむね横ばいで推移しています。



施設別では、学校教育系施設が全体の25%を占め、次いで、供給処理施設22%、医療施設11%、スポーツ・レクリエーション系施設10%、文化系施設6%、保健・福祉施設6%、行政系施設5%、産業系施設4%となっています。



また、エネルギー源別では、電気が全体の88%を占め、次いでA重油11%、LPG 1%となっています。



## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの六ヶ所村の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の主な増減要因は、次のとおりです。ただし、温室効果ガス総排出量の算定に用いた「他人から供給された電気の使用」に係る排出係数は、2020年度0.519kg-CO<sub>2</sub>/kWh、2021年度0.476 kg-CO<sub>2</sub>/kWh、2022年度0.496 kg-CO<sub>2</sub>/kWhと毎年増減があり、エネルギー源別の温室効果ガス総排出量の88%を電気が占めその影響が大きいことから、活動量の増減と温室効果ガス排出量の増減とが一致しないことに留意が必要である。

### 【増加要因】

- ➡新校舎（オール電化）の供用開始による電気使用量の増加
- ➡学校へのエアコン、空気清浄機、加湿器等設置による電気使用量の増加
- ➡保育園から子ども園への建て替えによるエネルギー使用量の増加

### 【減少要因】

- ➡小中学校併置化によるエネルギー使用量の減少
- ➡新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一部使用制限等によるエネルギー使用量の減少

### (3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

六ヶ所村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向け、電気及びA重油の使用に伴うCO2排出量を減少させるための取組が必要です。特に、エネルギー源別の温室効果ガス総排出量の88%を電気が占めることから、村民のライフライン確保や施設設備利用者の利便性に留意した省エネ対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの積極的導入が必要です。

また、公用車については、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO2排出量を減少させるとともに、エコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるといった仕事の進め方にシフトすることも必要です。

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

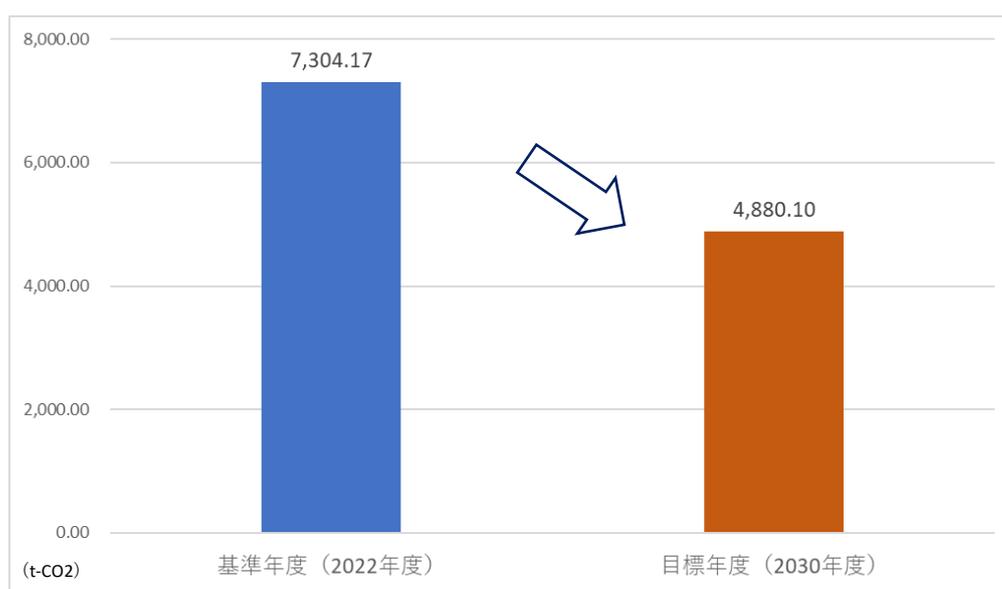
### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえつつ、六ヶ所村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2022年度）比で 33.19%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2022年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	7,304.17t-CO2	4,880.10t-CO2
削減率	—	33.19%



## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とA重油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

六ヶ所村においては、政府実行計画等を踏まえ、「太陽光発電の最大限の導入」「建築物における省エネルギー対策の徹底」「電動車の導入」「再生可能エネルギー電力調達の推進」「廃棄物の3R+Renewable」に加え、効率的な電気利用のための「蓄電池の導入」を重点的な取組として位置付けます。

#### ①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

→適切なメンテナンスや運転方法による設備機器等の高効率運転 など

#### ②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

→照明器具等のLED化、省エネルギー型の空調設備等への更新 など

#### ③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

→二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約

→用紙の節減、節水、ごみの減量 など

#### ④再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

→設置可能な建築物（敷地を含む。）への太陽光発電設備等の導入 など

#### ⑤電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

#### ⑥ 職員の日常の取組

→意識啓発、省エネルギー・節電等の取組の定着

→不要な照明の消灯や電化製品のこまめな電源オフ

→空調の運転時間や適正な設定温度

➡ 公用車でのエコドライブや相乗りの実践 など

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

➡ 温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の構築

➡ 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減

➡ 夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化の推進

➡ テレワーク推進やWeb会議システムの積極的な活用 など

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

六ヶ所村事務事業編を推進するために、六ヶ所村地球温暖化推進対策委員会及び六ヶ所村地球温暖化対策推進本部を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

### (2) 点検・評価・見直し体制

六ヶ所村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCA を繰り返すとともに、六ヶ所村事務事業編の見直しに向けた PDCAを推進します。

### (3) 進捗状況の公表

六ヶ所村事務事業編の進捗状況は、広報紙やホームページ等で毎年公表します。